

労災保険特別加入事務処理規約

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規約は、本組合の定款第4条第3項の規定により、本組合が労働者災害補償保険法第四章の二第33条並びに第35条に基づき、自営業者たる一人親方等の団体として、組合員の労災保険事務を処理する方法及びその処理に関して生ずる本組合及び組合員の責任を定めることを目的とする。

(労災保険関係事務処理の受託)

第2条 本組合が、組合員のために行う労災保険事務は、組合員が労災保険上の特別加入者として処理すべき労災保険事務の一切とする。

2. 委託組合員は、本組合に労災保険事務の処理を委託しようとするときは、前項に規定する労災保険事務に一切の処理を委託するものとする。

(委託事務手続き)

第3条 組合員は、本組合に労災保険事務処理を委託しようとするときは、労災保険（第2種特別加入）事務委託書を提出しなければならない。

(委託の解除及び特別加入からの脱退)

第4条 委託組合員が、本組合よりの労災保険事務処理委託を解除しようとするときは、特別加入脱退の手続きを行い、労働局長の承認を受けなければならない。

2. 本組合は、委託組合員が、法令またはこの規約に違反したときは、労災保険事務処理の委託を解除することができる。

(給付基礎日額等の報告)

第5条 組合員は、本組合に新たに加入する場合の他、毎年3月末日までに新年度に希望する給付基礎日額の報告をしなければならない。

2. 本組合が、労働局長より組合員に対する給付基礎日額の決定を受けたときは、本組合は遅滞なく組合員に通知する。

(変更の届出)

第6条 組合員は、事業の内容・氏名・住所等に変更があった場合は、その都度特別加入に関する変更の届けをしなければならない。

(労働保険納付に関する事項)

第7条 本組合は、組合員に対し新たに加入した者及び年度更新時において、払込み日を指定した保険料納入通知書を組合員に送付する。

2. 労働保険料の交付を受けたときは、保険料額及びその年月日を記録し、所定の保険料申告書を作成し法定納付期限内に、政府に対し保険料の申告及び納付を行わなければならない。また保険料の交付を受けずに、概算保険料を申告したときは本組合が立て替えて納付しなければならない。

(領収書の発行)

第8条 本組合は、委託組合員から労働保険料の交付を受けたときは、領収書を発行し特別加入者名簿並びに徴収簿に所定の事項を記載しなければならない。

(労働保険料等の納付責任)

第9条 本組合は、労働保険料その他の法律の規定による徴収金の全額を、政府に対して納付の責めを負う。

(手数料の額)

第10条 本組合は、本組合の業務を運営するため委託組合員から、次のとおり事務手数料を徴収する。但し、年度途中で入会または脱会する場合であっても同額とする。

事務手数料年間 8,000円(税別)

(会計)

第11条 本組合は、労災保険特別加入委託保険料勘定を設ける。委託保険料を、その目的以外に使用してはならない。

(経理年度)

第12条 労災特別加入委託保険料の経理年度は、本組合の定款第30条に規定する事業年度とする、

(労働局への報告)

第13条 本組合は、定款第15条に規定する役員の任免並びに第22条に規定する付議事項を決議したときは、議事録の写し(原本証明を必要とする)を添付して労働局へ届け出るものとする、

(会員証)

第14条 本組合は、委託組合員に労働保険番号・労災保険年度期間等を証明する組合証を発行しなければならない。

附 則

第1条 この労災保険特別加入事務処理規約は、労働局長の特別加入の承認のあった日から施行する。